

「グループホーム陵幸園こころ重要事項説明書」

当事業所はご契約者に対して、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※原則として要介護認定の結果「要支援2」及び「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業所が提供するサービスについて	3
4. 入居中の医療の提供について	6
5. 施設を退所していただく場合（利用の終了について）	6
6. 非常災害対策について	7
7. 安全対策及び介護事故発生時の対応について	7
8. 守秘義務に関する対策について	7
9. 利用者の尊厳について	7
10. 身体拘束適正化対策及び高齢者虐待防止について	7
11. 重度化対応体制に係わる指針について	8
12. 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや 意思疎通の方法等、看取りに関する指針について	8
13. 各種対策について	9
14. サービス内容に関する苦情について	9
15. 損害賠償について	11

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 陵 幸 会
代表者 理事長 長 崎 春 代
所在地 鹿児島県鹿屋市吾平町麓3805番地
電話番号 0994-58-5055
FAX番号 0994-58-5056
メールアドレス ryoukougai@ryoukougai.jp
ホームページ <https://ryoukougai1987.com/>

2. 事業所の概要

(1) 認知症対応型共同生活介護事業所の指定番号及び利用定員

事業所名称	グループホーム陵幸園こころ
所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町麓3811番地2
介護保険事業所番号	4677500128
開設年月日	平成16年 5月 7日
利用定員	18名(9名×2ユニット)

(2) 事業所の職員体制

	人 員	資格等
管理者	常勤1名	介護福祉士
計画作成担当者	常勤2名	介護支援専門員
介護員	12名以上	介護福祉士等

(3) 居室等の概要

	こころ1	こころ2
居室の種類	個室 洋室 9室	個室 洋室 9室
リビング	1室	1室
浴室	1室	1室
便 所	3ヶ所	3ヶ所
台 所	1室	1室
家族交流室	—	2室(バス・トイレ等完備)

3. 事業所が提供するサービス

グループホーム陵幸園こころ 運営理念

あなたの気持ちを理解し、家族や地域との絆を大切にします。
あなたのやりたい事を見守り、できないことは一緒にしましょう。

心 豊かに 心のつながりを大切に

生活習慣を把握し、受容し、日常生活の援助や
可能な限りの自立支援を目的とします。

・当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金が介護保険の給付対象とならない場合があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料の大部分が介護保険から給付されます。

《 サービスの概要 》

① 食事

ご契約者の自立支援のため離床してリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。

(時間) 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00

② 入浴

入浴又は清拭を週3回以上行います。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、トイレへの誘導介助を行います。

④ 機能訓練

ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

毎朝のバイタルチェック並びに健康維持のための相談・助言等を行います。

《 サービス利用料金(1日あたり) 》

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費、居室費及び管理費の合計金額をお支払い下さい。

(※サービス利用料金は、ご契約者の介護度に応じて異なります。)

※食費 朝食 280円 昼食 410円 夕食 410円

※居室費については、外泊・入院中も徴収させていただきます。

※管理費(光熱水費等)

①認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	749 円	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 円					
医療連携加算（Ⅰ）ハ	37 円					
介護保険分計	808 円	812 円	847 円	871 円	887 円	904 円
食 費	1100 円					
居 室 費	720 円					
管 理 費	400 円					
計	3,028 円	3,032 円	3,067 円	3,091 円	3,107 円	3,124 円

※１月の目安金額（月：３０日計算）下記加算含

利用料金	95.978 円	96.124 円	97.394 円	98.265 円	98.846 円	99.463 円
------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

- 食費，居室費，管理費は介護保険の給付対象外サービスです。
- 理美容代 実費 １，０００円～１，５００円
- 入所後３０日間に限っては，初期加算として１日につき３０円が加算されます。
- サービス提供体制強化加算，１日につき２２円が加算されます。
※介護職員の総数の内勤務年数１０年以上の介護福祉士２５％以上であること。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ
※所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で加算されます。≪２１．０％≫
- 科学的介護推進体制加算，１月につき４０円が加算されます。
- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には，サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後，自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合，ご契約者が介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

②短期利用認知症対応型共同生活介護費（１日につき）

認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本料金	777円	781円	817円	841円	858円	874円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	22円					
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ	21.0%					
介護保険分計	967円	972円	1,015円	1,044円	1,065円	1,084円
食費	1,100円					
居室費	720円					
管理費	400円					
計	3,187円	3,192円	3,235円	3,264円	3,285円	3,304円

- 食費，居室費，管理費は介護保険の給付対象外サービスです。
- 理美容代 実費 １，０００円～１，５００円
- サービス提供体制強化加算，１日につき２２円が加算されます。
※介護職員の総数の内勤務年数１０年以上の介護福祉士２５％以上であること。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
※所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で加算されます。《２１．０％》
- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には，サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後，自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合，ご契約者が介護給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

《サービスの概要と利用料金》

①特別な食事（酒を含みます）

利用料金：要した費用の実費

②日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただく事が適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

ア. 窓口での現金支払い

鹿児島銀行 笠之原出張所 普通預金 90562
名 義 社会福祉法人 陵 幸 会
グループホーム陵幸園こころ
理事長 長 崎 春 代

4. 入院中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	的 場 ク リ ニ ッ ク
所 在 地	鹿屋市大浦町 13304-8
診 療 科	内科・外科・小児科・小児外科

②協力医療機関

医療機関の名称	小 浜 歯 科 医 院
所 在 地	鹿屋市吾平町麓３４２８－１

5. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって以下のような事由がない限り、サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当該事業所との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。

(1) 中途解約・利用解約

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所の退所を申し出ることがで

きます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

6. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回契約者及び従業者等の訓練を行います。

7. 安全管理委員会を定期的（3ヶ月に一回以上）あるいは必要時に開催し、

当施設の安全対策を協議・検討いたします。利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者及び身元保証人又は後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ記録を整備します。事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。年に2回以上の研修を行います

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た契約者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 契約者の尊厳

契約者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 身体拘束適正化対策及び高齢者虐待防止

身体的拘束廃止推進委員会及び高齢者虐待防止委員会を定期的（3ヶ月に一回以上）あるいは必要時に開催し、当施設の身体拘束ならびに高齢者虐待の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備し職員へ周知いたします。また職員に対して、高齢者虐待防止の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するために、年に2回以上の研修を行います。事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

11. 重度化対応体制に係わる指針

①急性期における医師や医療機関との連携体制 ～ 的場クリニック

- ・ 24時間常時連絡できる体制を整備している。
- ・ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。
- ・ 看取りのための個室を確保している。

②入院期間中における食費や居室費及び管理費の取り扱いについて

- ・ 食費の取り扱い ～ 入院期間中は食費の算定はしません。
- ・ 居室費の取り扱い ～ 入院期間中においても居室費は算定します。
- ・ 管理費の取り扱い ～ 入院期間中は管理費の算定はしません。

12. 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思疎通の方法等 看取りに関する指針

①看取りに関する考え方

心身の状態が悪化し、介護が重くなった場合においても、その方が当事業所での生活を希望し、かつ家族の理解が得られ、さらに当事業所の体制がその状態に対応できると判断されるときには、最期の看取りまで対応します。

②契約者本人・家族との話し合いや意思確認の方法について

- ・ 入居時において、緊急時の搬送医療機関等については意思を確認し、面談シートに記載します。また、ターミナルについて本人の意向が日常生活の中で聞かれた場合には個人シートに記載します。
- ・ 医療機関において、疾病からの回復が見込めず、治療に積極的な意義が認められないと判断された時は、本人及び家族に当事業所での体制を確認していただいた上で、その後のことについて話し合いを持ちます。
- ・ 本人及び家族が当事業所での生活を希望された場合、当該医療機関の医師・看護師・ソーシャルワーカー等と話し合い、当事業所での生活についての適否を検討します。

③緊急時の看取りの実際について

- ・ 緊急時などにおいては、隣接する特別養護老人ホームの看護師が24時間常時連絡可能な体制をとり、医療機関との連携を図ります。
- ・ その方の状態に応じて、可能な限りの必要な体制を確保することに努め、必要な援助についての研修を適時行います。

13. 各種対策について

○非常災害や感染症対策

災害や感染症が発生しても必要なサービスを継続的に提供していくため、必要性の高い対策や計画を策定し、感染症ならびに周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他非常災害には、地域との連携にも努めます。

- ・防災設備自動通報装置、スプリンクラー、消火器、消火栓等、避難器具
- ・感染症発生シミュレーション訓練、防災訓練各年2回以上

○褥瘡防止対策

褥瘡対策委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催し、当施設の褥瘡策を討議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

○感染症対策

感染症対策委員会を3ヵ月に1回以上あるいは必要時に開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

年に2回以上の研修を行います

1 4.サービス内容に関する苦情

（１）お客様相談・苦情担当

当事業所の提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

◎相談・苦情解決責任者

管 理 者 新 福 由 美

◎相談・苦情解決担当者

計画作成担当者 西 谷 とも子

計画作成担当者 牧 千 鶴

電 話 0 9 9 4 - 5 8 - 5 0 5 5

受付時間 毎 日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

（２）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告い

たします。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は申し出人と誠意をもって話し合い、速やかに解決を図るように努めます。その際は、苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

- ・ 第三者委員による苦情内容の確認
- ・ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ・ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 当該事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

鹿屋市役所 高齢福祉課	所在地 鹿屋市共栄町20番1号 電話番号 0994-31-1116 FAX 0994-41-0701 受付時間 8:30~17:15
鹿児島県国民健康保険 団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号 電話番号 099-206-1084 FAX 099-206-1068 受付時間 8:30~17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 電話番号 099-257-3855 FAX 099-251-6779 受付時間 8:30~17:00
鹿児島県地域振興局保健 福祉環境部(鹿屋保健所) 地域保健福祉課 介護指導課係	所在地 鹿屋市打馬2丁目16-6 電話番号 0994-52-2122 FAX 0994-52-2120 受付時間 8:30~17:00

(5) 契約者の記録や情報の管理・開示について

関係法令に基づいて、契約者の記録や情報を適切に管理し、契約者の求め

に応じて、その内容を開示します。また契約者及びご家族の情報の使用に関しては、あらかじめ別紙「個人情報に関する同意書」により同意の上、使用させていただきます。

15. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生については、ご契約者に故意又は過失が認められた場合には、ご契約者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(1) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○職員に対するハラスメントに該当する行為に対しては、適切に対応させていただきます。

- ・暴力又は無理な要求や人格否定等の許容範囲を超える言動
- ・必要なく体に触れる、執拗に個人の携帯番号を聞く等の性的な言動

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービス提供にあたり、契約者に対して
契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

事業所

住 所 鹿児島県鹿屋市吾平町麓3811番地2

事業所名 社会福祉法人陵幸会 グループホーム陵幸園こころ

代 表 者 理事長 長 崎 春 代 印

説 明 者

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から認知症対応型共同生活介護サ
ービスの重要事項の説明を受け同意しました。

契約者

住 所

氏 名 印

身元引受人

氏 名 印

住 所

電話番号 続柄

※身元引受人（家族）とは契約者の連帯保証人を意味し、利用料その他に
係る一切の責任を負うものとする。